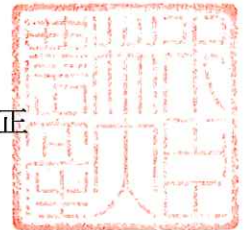


27消安第2017号  
平成27年7月2日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号及び第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項並びに食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項の食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術によって得られた生物を利用して製造された飼料添加物であって高度に精製されているものについて、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された場合には、当該飼料添加物の安全性に係る農林水産大臣の確認を不要なものとして扱うため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の改正等を行うこと（別紙参照）

